

宮田村地域防災計画

資料編

平成26年度修正版
宮田村防災会議

〔目 次〕

資 料 編

1	防災関係組織	
1-1	防災関係機関の連絡先一覧	1
1-2	宮田村建設業組合業者一覧	3
2	救護・避難・通信	
2-1	指定緊急避難場所、指定避難所一覧	4
2-2	医療機関一覧	5
2-3	村内薬局、薬店一覧	6
2-4	災害時優先電話一覧	6
2-5	報道機関連絡先一覧	7
2-6	村防災行政用無線局系統図及び内訳	8
3	消防・水防	
3-1	消防水利の現況	11
3-2	危険物施設の現況	11
3-3	水防上重要なダム、水門等	11
3-4	重要水防箇所一覧	12
4	輸送・備蓄	
4-1	物資輸送拠点及びヘリポート等一覧	14
4-2	緊急通行車両の標章	15
4-3	緊急通行車両確認申出書	15
4-4	緊急通行車両確認証明書	16
4-5	緊急輸送車両確認証明書	16
4-6	水防倉庫備蓄資材一覧	17
4-7	資機材及び生活必需品備蓄状況	17
4-8	災害用医薬品保管場所	17
5	各種協定	
5-1	各種協定書一覧	18
5-2	長野県市町村災害時相互応援協定書	20
5-3	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	23
5-4	長野県消防相互応援協定書	25
5-5	長野県消防相互応援協定実施細則	28
5-6	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書	31
5-7	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針	32
5-8	長野県中央高速道路消防相互応援協定書	35
5-9	上伊那広域消防相互応援協定書	38

5-10	災害時の医療救護についての協定書	40
5-11	医療救護活動実施細目	42
5-12	災害時における郵便局と宮田村の協力に関する協定書	43
5-13	災害時の歯科医療救護についての協定書	44
5-14	歯科医療救護活動実施細目	45
5-15	災害時における応急措置に関する協定書（建設組合）	47
5-16	災害時における応急措置に関する協定書（電気設備事業者）	48
5-17	災害時における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定	49
5-18	大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	50
5-19	防災情報の共有に関する協定書	51
5-20	災害時の情報交換に関する協定	52
5-21	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書	53
5-22	災害時における仮設トイレレンタルの協力に関する協定書	55
5-23	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書	57
5-24	田原市及び宮田村災害時相互応援に関する協定書	59
5-25	災害時における要援護者の受け入れに関する協定書	60
5-26	災害時における福祉、介護物資供給等の協力に関する協定書	62
5-27	災害時等におけるLPガスに係る協力に関する協定書	64
5-28	防災まちづくりの推進及び災害時における相互協力に関する協定書	66
5-29	災害時における井戸水の給水協力に関する協定書	68
6	条例等	
6-1	宮田村防災会議条例	70
6-2	宮田村防災会議委員名簿	72
6-3	宮田村災害対策本部条例	73
6-4	宮田村地震災害警戒本部条例	74
6-5	宮田村地震災害警戒本部規則	75
6-6	災害救助法で実施可能な応急救助基準	76
6-7	避難勧告等に係る発令の判断基準	79
7	その他	
7-1	文化財一覧	83
7-2	障害物の集積場所	85
7-3	気象庁震度階級関連解説表	86
7-4	災害非常対策規程（株エコーシティー・駒ヶ岳）	89
8	図表	92

1 防災関係組織

1-1 防災関係機関の連絡先一覧

1-1-1 村

機関名	所在地	電話番号
宮田村役場総務課	宮田村98	0265-85-3181

1-1-2 消防機関

機関名	所在地	電話番号
上伊那広域消防本部	伊那市荒井4606-1	0265-72-0119
上伊那広域消防本部伊南北消防署	駒ヶ根市飯坂一丁目12番7号	0265-81-0119

1-1-3 県の機関

機関名	所在地	電話番号
長野県危機管理部危機管理防災課・消防課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111
上伊那地方事務所	伊那市荒井3497	0265-76-6802
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497	0265-76-6835
伊那建設事務所	伊那市荒井3497	0265-76-6847
南信教育事務所	伊那市荒井3497	0265-76-6858
上伊那農業改良普及センター	伊那市荒井3497	0265-76-6842

1-1-4 警察

機関名	所在地	電話番号
駒ヶ根警察署	駒ヶ根市上穂南8-1	0265-83-0110
宮田村警察官駐在所	宮田村3198-5	0265-85-2072

1-1-5 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
天竜川上流河川事務所	駒ヶ根市上穂南7-10	0265-81-6411
長野農政事務所	長野市旭町1108長野第二合同庁舎	026-233-2500
南信森林管理署	伊那市山寺1499-1	050-3160-6060
長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-3773

1-1-6 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第13普通科連隊 (松本駐屯地)	松本市高宮西1-1	0263-26-2766

1-1-7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便(株)宮田郵便局	宮田村110-1	0265-85-2049
東海旅客鉄道(株)(飯田支店)	飯田市上飯田5356	0265-22-7082
東海旅客鉄道(株)(伊那市駅)	伊那市伊那荒井3465	0265-72-2042
伊那バス(株)	伊那市西町5208	0265-72-5111
中日本高速道路(株)名古屋支社 飯田保全・サービスセンター	飯田市北方856-1	0265-25-7288
日本赤十字社(長野県支部)	長野市南県町1074	026-226-2073
日本放送協会(NHK長野放送局)	長野市稲葉210-2	026-291-5200
東日本電信電話(株)(長野支店)	長野市大字南長野新田町1137-5	026-225-4389
(株)NTTドコモ長野支店		
KDDI(株)		
ソフトバンクモバイル(株)		
中部電力(株)(伊那営業所)	伊那市中央4589-1	0120-98-4551
(公社)長野県トラック協会	長野市南長池710-3	026-254-5151
(一社)長野県医師会	長野市大字三輪1316-9	026-219-3600
(一社)長野県歯科医師会	長野市岡田町96-6	026-227-5711
(社)長野県薬剤師会	松本市旭2-10-15	0263-34-5511
(一社)長野県LPガス協会	長野市中御所1-16-13天馬ビル4階	026-229-8734
(株)エコーシティー・駒ヶ岳	長野県駒ヶ根市赤穂15309番	0265-82-4000
信越放送(株)	長野市問御所町1200	026-237-0500
(株)長野放送	長野市大字中御所字岡田137-7	026-227-3000
(株)テレビ信州	長野市若里1-1-1	026-291-6601
長野朝日放送(株)	長野市栗田989-1	026-223-3521
長野エフエム放送(株)	松本市本庄1-13-5	0263-33-4410

1-1-8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
上伊那医師会	伊那市狐島4176	0265-72-2856
上伊那農業協同組合(宮田支所)	宮田村3328	0265-84-1200
天竜川漁業協同組合	伊那市狐島4445	0265-72-2445
上伊那森林組合(伊南支所)	駒ヶ根市赤穂9743	0265-82-3410
宮田村商工会	宮田村87-3	0265-85-2213

1-2 宮田村建設業組合業者一覧

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
黒 河 内 建 設 (株)	宮田村3010	0265-85-3263
(有) 三 浦 建 設	宮田村803	0265-85-2416
カ ト 一 (株)	宮田村6458	0265-85-4375
(株) 南 田 建 設	宮田村1467	0265-85-2471
(有) 羽 場 下 建 設	宮田村3774	0265-85-3059
(有) 松 崎 工 務 店	宮田村1235-1	0265-85-3958
(株) イ ナ ッ ク	宮田村5339	0265-85-4111
(株) ヤ マ ウ ラ	駒ヶ根市北町22-1	0265-81-6010
(株) ナ カ タ	宮田村6408-3	0265-85-4517
(有) 吉 沢 水 道 設 備	宮田村5631	0265-85-3529
(有) タ ナ カ 設 備	宮田村94	0265-85-2364
駒 ヶ 根 管 工 業 (株)	駒ヶ根市赤穂14699	0265-82-3500
総 合 住 宅 設 備 ア ル フ ェ ー	宮田村6195-26	0265-85-3996

2 救護・避難・通信

2-1 指定緊急避難場所、指定避難所一覧

※ 注) 災害種別ごと適否の凡例 「○」: 適 「●」: 不適 「-」: 対象外施設

緊急避難場所・避難所	所在地	電話番号	緊急避難場所	避難所	災害種別ごと適否				収容人数	備考
					地震	洪水	土砂災害	大火事		
宮田村民会館	7021	0265-85-2314	○	○	○	○	○	○	510	
宮田村老人福祉センター	6764-1	0265-85-4128	○	○	○	○	○	○	250	
宮田小学校	3220	0265-85-2007	○	○	○	○	○	○	2,290	
宮田中学校	3474	0265-85-2004	○	○	○	○	○	○	1,490	
東保育園	6745	0265-85-2275	○	○	○	○	○	○	640	
西保育園	2820	0265-85-3416	○	○	○	○	○	○	300	
宮田村子育て支援センターうめっころんど	3459-1	0265-85-5931	○	○	○	○	○	○	290	
中央グランド(中央公園)	7516	-	○	-	○	○	-	○	-	
つつじが丘グランド	6138-18	-	○	-	○	○	-	○	-	
宮田村総合公園ふれあい広場	1926-9	-	○	-	○	○	-	○	-	
宮田村農業者トレーニングセンター	1926-10	-	○	○	○	○	●	○	510	
宮田村多目的研修集会施設文化会館	1926-10	0265-85-4155	○	○	○	○	●	○	280	
宮田村デイサービスセンター	6838-1	0265-85-5010	○	○	○	○	○	○	270	
町1地区高齢者支え合い拠点施設	139-14	-	○	○	○	○	○	○	50	
町2地区高齢者支え合い拠点施設	3261-7	-	○	○	○	○	○	○	50	
町3地区高齢者支え合い拠点施設	3587-2	-	○	○	○	○	○	○	80	
駒ヶ原地区高齢者支え合い拠点施設	4657	-	○	○	○	○	○	○	50	
北割地区高齢者支え合い拠点施設	664-1	-	○	○	○	○	●	○	110	
南割地区高齢者支え合い拠点施設	2846	-	○	○	○	○	○	○	110	
新田地区高齢者支え合い拠点施設	1632-3	-	○	○	○	○	●	○	80	
大田切地区高齢者支え合い拠点施設	5074	-	○	○	○	○	○	○	100	
大久保地区高齢者支え合い拠点施設	5610-1	-	○	○	○	○	○	○	90	
中越地区高齢者支え合い拠点施設	7674	-	○	○	○	○	○	○	70	
つつじが丘地区高齢者支え合い拠点施設	6122-2	-	○	○	○	○	●	○	70	
大原地区高齢者支え合い拠点施設	6195-188	-	○	○	○	○	○	○	80	

2-2 医療機関一覧

2-2-1 基幹災害医療センター

名称	所在地	病床数	診療科目	電話番号
長野赤十字病院	長野市若里5丁目22-1	一般 655 精神 45	内、精神、神内、呼吸、消化、循環、総合診療科、小児、外、呼吸外、心臓外、整形、形成、リウ、脳神外、小児外、皮膚、泌尿、産婦、眼、耳鼻、リハ、放射、歯口腔、麻酔	026-226-4131

2-2-2 地域災害医療センター

名称	所在地	病床数	診療科目	電話番号
伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313-1	一般 390 感染症 4	内・腎・神内・循環・腫瘍内科・小児・外・整形・形成・脳神外・皮膚・泌尿・産婦・眼・耳鼻・リハ・放射・麻酔・呼吸・乳腺内分泌外科・消化・呼吸外・心臓外・特殊歯科・口腔外科・精神腫瘍科	0265-72-3121

2-2-3 救急告知病院（上伊那保健医療圏）

名称	所在地	病床数	診療科目	電話番号
伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313-1	一般 390 感染症 4	内・小児・外・整形・形成・脳神外・皮膚・泌尿・産婦・眼・耳鼻・リハ・放射・麻酔・呼吸・消化・呼吸外・心臓外	0265-72-3121
昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂3230	一般 300	内・神内・循環・消化・小児・外・整形・形成・脳神外・皮膚・泌尿・産婦・眼・耳鼻・リハ・放射・歯・ペインクリニック	0265-82-2121
町立辰野病院	長野県上伊那郡辰野町大字辰野1445-5	一般 100	内、外、小児、皮膚、整形、耳鼻、産婦、眼	0266-41-0238

2-2-4 村内医療機関

名 称	所 在 地	病床数	診 療 科 目	電 話 番 号
北 原 医 院	宮田村162	-	内、外	0265-85-2214
斎 藤 診 療 所	宮田村3598-3	15	内、外	0265-85-4817
あ る が 歯 科 ク リ ニ ッ ク	宮田村7559-2	-	歯、小児歯	0265-84-1131
く ま く ら 歯 科	宮田村6692	-	歯	0265-85-4976
は る み デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	宮田村4523 ロイヤルピュア21-3号	-	歯	0265-96-0482

内=内科、精神=精神科、神内=神経内科、呼吸=呼吸器科、消化=消化器科、循環=循環器科、小児=小児科、外=外科、呼吸外=呼吸器外科、心臓外=心臓血管外科、整形=整形外科、形成=形成外科、リウ=リウマチ科、脳神外=脳神経外科、小児外=小児外科、皮膚=皮膚科、泌尿=泌尿器科、産婦=産婦人科、眼=眼科、耳鼻=耳鼻咽喉科、気食=気管食道科、リハ=リハビリテーション科、放射=放射線科、歯口腔=歯科口腔外科、麻酔=麻酔科、歯=歯科、小児歯=小児歯科、腫内=腫瘍内科、乳外=乳腺内分泌外科、特歯=特殊歯科、精腫=精神腫瘍科

2-3 村内薬局、薬店一覧

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塚 本 薬 局	宮田村3250	0265-85-2112
ト ノ ム ラ ヤ 薬 局	宮田村3361	0265-85-2106
笹 屋 薬 品	宮田村3200	0265-85-2015

2-4 災害時優先電話一覧

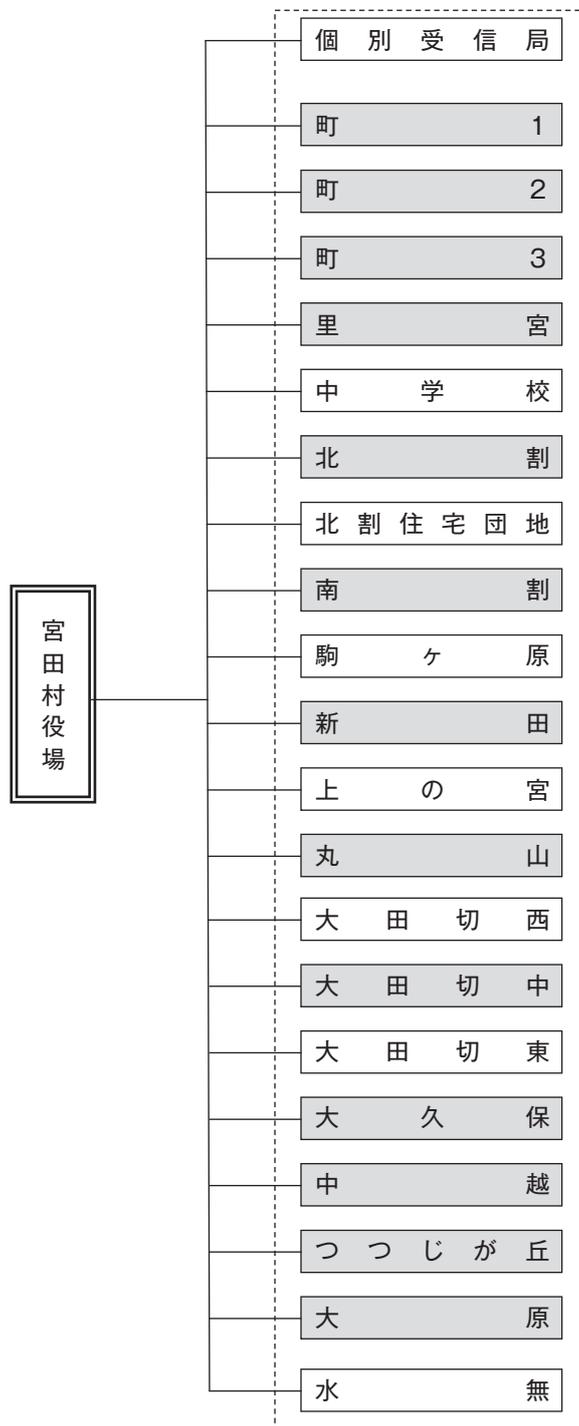
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
宮 田 村 役 場	0265-85-4964	宮田村98
こ う め 保 育 園	0265-85-2109	宮田村6745
東 保 育 園	0265-85-2275	宮田村6745
西 保 育 園	0265-85-3416	宮田村2820

2-5 報道機関連絡先一覧

名称	電話	F A X
N H K 長野放送局 報道部	026-291-5200	026-225-8040
(株) 長野放送 報道部	026-227-3000	026-228-5836
信越放送(株) 報道部	026-237-0500	026-259-2124
(株) テレビ信州 報道部	026-291-6601	026-228-5415
長野朝日放送 報道部	026-223-3521	026-223-1033
長野エフエム放送(株) 放送部	0263-33-4410	0263-35-4222
S B C ラジオ編成制作部 (長野県大規模災害ラジオ放送協議会)	026-259-2010	026-259-2126
信濃毎日新聞社 伊那支社	0265-72-2101	0265-73-7911
中日新聞 駒ヶ根通信部	0265-83-2804	0265-83-1409
長野日報社 伊那支局	0265-72-3016	0265-72-3199
(株) エコーシテイー・駒ヶ岳	0265-82-4000	0265-82-4736

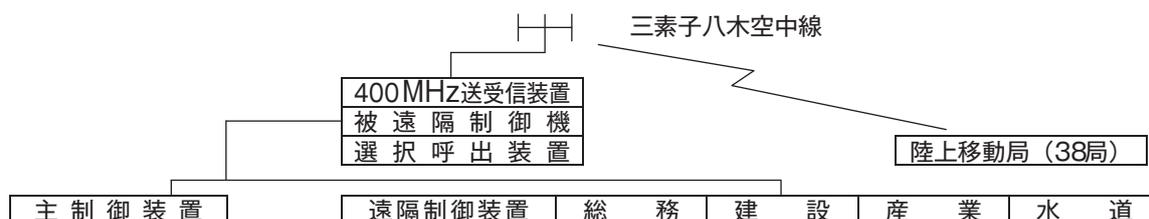
2-6 村防災行政用無線局系統図及び内訳

同報系系統図



- 同報系親局
- 同報系子局
- アンサーバック

移動系系統図



同報系内訳

区分		配置場所	備考
同報系親局		宮田村98	宮田村役場
戸別受信機			各世帯および公共施設
同報系子局	町1地区	宮田村139-14	
	町2地区	宮田村3180-11	
	町3地区	宮田村3532-2	
	里宮地区	宮田村4658-1	
	中学校	宮田村3474	
	北割地区	宮田村674-口	
	北割住宅団地	宮田村1100-32	
	南割地区	宮田村2846-5	
	駒ヶ原地区	宮田村4184	
	新田地区	宮田村1671	
	上の宮地区	宮田村2000-16	
	水無地区	宮田村4571-128	
	丸山地区	宮田村1926-1	
	大田切西地区	宮田村4863-6	
	大田切中地区	宮田村5260-29	
	大田切東地区	宮田村5284-4	
大久保地区	宮田村5610-1		
中越地区	宮田村7674		
つつじが丘地区	宮田村6136-2		
大原地区	宮田村6195-186		

陸 上 移 動 局 内 訳

呼出名称	種別	呼出名称	種別	呼出名称	種別
みやだむら 1	車携帯型	みやだむら 23	車携帯型	みやだむら 56	携帯型
みやだむら 2	車載型	みやだむら 24	車携帯型	みやだむら 57	携帯型
みやだむら 3	車載型	みやだむら 31	車携帯型	みやだむら 58	携帯型
みやだむら 4	車載型	みやだむら 32	車携帯型	みやだむら 59	携帯型
みやだむら 5	車載型	みやだむら 33	車携帯型	みやだむら 60	携帯型
みやだむら 6	車載型	みやだむら 34	車携帯型	みやだむら 61	携帯型
みやだむら 7	車載型	みやだむら 35	車携帯型	みやだむら 62	携帯型
みやだむら 8	車載型	みやだむら 41	可搬型	みやだむら 63	携帯型
みやだむら 11	車携帯型	みやだむら 51	携帯型	みやだむら 64	携帯型
みやだむら 12	車携帯型	みやだむら 52	携帯型	みやだむら 65	携帯型
みやだむら 13	車携帯型	みやだむら 53	携帯型	みやだむら 66	携帯型
みやだむら 21	車携帯型	みやだむら 54	携帯型	みやだむら 67	携帯型
みやだむら 22	車携帯型	みやだむら 55	携帯型		

③ 消防・水防

3-1 消防水利の現況

消 火 栓		防 火 水 槽		河 川	プ ール	そ の 他
公 設	私 設	40m ³	20~40m ³			
20	0	54	9	0	2	0

3-2 危険物施設の現況

(H26. 12. 3現在)

貯 蔵 所						取 扱 所			
屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所
9	12		25		5	4	4		9

3-3 水防上重要なダム、水門等

番号	河 川 名	名 称	目 的	位 置	管 理 者 ・ 責 任 者
1	天竜川	中電大久保ダム	発電	大久保	中電伊那電力所 (南向ダム) 85-5514
2	〃	大久保排水ひ管	排水	〃	国土交通省
3	〃	前河原用水	かんがい	〃	前河原用水
4	太田切川	丸山井取水口	〃	新田	駒ヶ原水利組合
5	〃	大田切井	〃	〃	大田切林務水利部長
6	〃	大久保井	〃	大久保	大久保井水利組合
7	黒川	ヒゲソリ取水口	〃	ヒゲソリ岩	黒川水系水利組合
8	〃	水位調整井	排水	新田マス池	黒川水系水利組合
9	大沢川	牛立	〃	新田	〃

3-4 重要水防箇所一覧

3-4-1 国管理の河川

番号	重要度ランク	左右岸の別	河川名	位置距離標	位置地先名	延長(m)	予想される状況	水防対策工法	摘要
1	重点	右	天竜川	185.8k + 81m ~ 186.0k + 108m	宮田村 中越	210	水衝洗堀	ブロック投入 蛇籠布せ	7(A-72) 5(A-70) 6(A-71)
2	A	右	天竜川	182.8k + 81m ~ 182.8k + 124m	宮田村 大久保	40	水衝洗堀	蛇籠布せ	
3	A	右	天竜川	183.8k + 99m ~ 184.4k - 46m	宮田村 大久保	460	堤防断面	断面不足	
4	A	右	天竜川	185.2k + 247m ~ 185.4k + 100m	宮田村 中越	100	堤防高		霞堤
5	A	右	天竜川	185.4k + 100m ~ 186.0k + 108m	宮田村 中越	610	堤防高	暫定堤防 積土のう	
6	A	右	天竜川	185.4k + 100m ~ 186.0k + 108m	宮田村 中越	610	堤防断面	断面不足	
7	A	右	天竜川	185.8k + 81m ~ 186.0k + 108m	宮田村 中越	210	水衝洗堀	蛇籠布せ	
8	B	右	天竜川	182.8k + 135m ~ 183.4k + 186m	宮田村 大久保	610	堤防高	暫定堤防 積土のう	
9	B	右	天竜川	183.4k + 160m ~ 183.4k + 199m	宮田村 大久保	40	堤防高		霞堤
10	B	右	天竜川	183.4k + 199m ~ 183.8k - 46m	宮田村 大久保	910	堤防高	暫定堤防 積土のう	
11	B	右	天竜川	183.4k + 199m ~ 183.8k + 99m	宮田村 大久保	460	堤防断面	断面不足	
12	B	右	天竜川	183.4k + 199m ~ 183.8k + 99m	宮田村 大久保	460	法崩れ スベリ	積土のう	
13	B	左	太田切川	0.8k + 40m ~ 0.8k + 101m	宮田村 大久保	60	堤防高		霞堤
14	B	左	太田切川	0.8k + 101m ~ 1.2k + 70m	宮田村 大久保	420	堤防断面	断面不足	
15	B	左	太田切川	1.2k + 114m ~ 2.0k + 56m	宮田村 大田切	740	堤防高	暫定堤防 積土のう	
16	B	左	太田切川	1.4k + 0m ~ 2.0k + 56m	宮田村 大久保	590	堤防断面	断面不足	
17	B	左	太田切川	1.6k + 80m ~ 2.0k - 82m	宮田村 大田切	230	水衝洗堀	蛇籠布せ	

3-4-2 県管理の河川

番号	河川名	河川管理者名	河川の種類	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
18	太田切川	県	一級	左	A	390	上水道第5水源南	1.9	護岸等の決壊	牛柢蛇籠布せ積土俵
19	〃	〃	〃	〃	〃	350	碎石プラント北	1.9	〃	〃
20	〃	〃	〃	〃	〃	200	大田切公民館南	1.5	堤防高不足・越水	蛇籠布せ積土俵
21	〃	〃	〃	〃	〃	130	丸山取水口	1.5	〃	〃
22	〃	〃	〃	〃	〃	200	駒ヶ根橋上流100m	1.9	〃	蛇籠布せ積土俵
23	大沢川	〃	〃	左	〃	250	新田かぎの手	1.2	護岸等の決壊天井川	木流し積土俵
				右	〃	250				
24	堂沢川	〃	〃	左	〃	500	中越下河原	1.5	堤防高不足・越水	積土俵
				右	〃	420				

3-4-3 村管理の河川

番号	河川名	河川管理者名	河川の種類	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
25	黒川	村	普通	左	A	800	新田地区	1.2	護岸等の決壊	木流し積土俵
				右	〃	800				
26	〃	〃	〃	左	〃	2000	南平地区	1.2	〃	〃
				右	〃	2000				
27	源ヶ洞	〃	〃	左	B	800	北割地区	0.8	〃	木流しむしろ張り積土俵
				右	〃	800				
28	宮の沢	〃	〃	左	〃	600	北割地区	0.6	〃	〃
				右	〃	600				
29	押手沢	〃	〃	左	〃	200	砂防えん堤下流	1.0	〃	〃
				右	〃	200				
30	寺沢	〃	〃	左	〃	700	町新田線～下流	1.5	洗掘	木流しむしろ張り積土俵
				右	〃	700				

計	19,650
---	--------

4 輸送・備蓄

4-1 物資輸送拠点及びヘリポート等一覧

4-1-1 物資輸送拠点

名称	所在地	施設管理者	広さ	備考
宮田村農業者トレーニングセンター	宮田村1926-10	宮田村長	1,323㎡	物資輸送拠点

4-1-2 ヘリポート

名称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ	備考
宮田球場	宮田村1882-14	宮田村長	中型	95×95	災害対策用ヘリポート
宮田村中央公園	宮田村7516	〃	中型	90×90	その他ヘリポート
宮田村つつじが丘グラウンド	宮田村6138-18	〃	中型	90×90	その他ヘリポート
宮田中学校校庭	宮田村3474	宮田中学校長	大型	100×120	その他ヘリポート

4-1-3 消防防災ヘリコプター場外離着陸場

場外離着陸場	場所	管理者	連絡先	地面	標高	着陸帯
中央アルプス中岳	宮田村中央アルプス	南信森林管理署長	0266-72-7777	石	2,860	NE/SW

4-2 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4-3 緊急通行車両確認申出書

		年 月 日	
緊急通行車両確認申出書			
長野県公安委員会 殿			
長野県知事 殿		氏 名 ㊞	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

4-4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		長野県公安委員会 印 長野県知事 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

4-5 緊急輸送車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		長野県知事 印 長野県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

4-6 水防倉庫備蓄資材一覧

品名	数量	品名	数量
麻袋、空俵、ビニール袋等 (枚)	1,000	ノコギリ (丁)	26
縄 (kg)	10	オノ、ナタ (丁)	23
厚むしろ、ねこ (枚)	50	スコップ (丁)	23
鉄線 (kg)	100	ジョレン (丁)	120
蛇籠 (本)	10	つるはし (丁)	15
かすがい (本)	100	鉄杭 (本)	30
ロープ (本)	5	しの (丁)	30
カッター (丁)	13	バール (丁)	5
番線カッター (丁)	10	ハンマー (丁)	24
ペンチ (丁)	24	大ハンマー (丁)	5
かま (丁)	46	青シート (枚)	150
掛矢 (丁)	20		

4-7 資機材及び生活必需品備蓄状況

品名	数量	品名	数量
天幕テント (張)	6	アルミマット (枚)	300
担架 (台)	2	災害用組立トイレ (基)	4
浄水器 (台)	6	避難所用空間仕切り板 (枚)	300
給水袋 (10ℓ) (枚)	7,000	非常用炊飯釜 (セット)	2
給水袋 (3ℓ) (枚)	17,950	発電機 (台)	1
毛布 (枚)	600	投光器 (台)	2

4-8 災害用医薬品保管場所

名称	所在地	電話番号
宮田村薬用組合 (トノムラヤ薬局)	宮田村3361	0265-85-2106

5 各種協定

5-1 各種協定書一覧

協定名及び協定先の市町村機関の名称	業務の種類	締結年月日	締結方法	応援要請手続	No.
長野県市町村災害時相互応援協定〔長野県内全市町村〕	物資の提供及びあつせん、人員の派遣、その他	平成8年4月1日	文書	無線又は電話等による	5-2 5-3
長野県消防相互応援協定〔長野県内18市町村等〕	消防、救助、救急、その他の応援	平成8年2月14日	〃	〃	5-4 5-5
長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書〔長野県、長野県市長会、長野県町村会〕	被災県等への職員派遣、物資の提供、被災者の受入れ及び施設の提供、その他の支援	平成24年12月12日	〃	電話又は電信による	5-6 5-7
長野県中央高速道路消防相互応援協定書〔駒ヶ根市、宮田村、伊那市、南箕輪村、辰野町、伊南行政組合、伊那消防組合〕	救急、火災、その他の災害	昭和51年9月18日	文書	口頭、電話又は電信による	5-8
上伊那広域消防相互応援協定〔伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村、伊那消防組合、伊南行政組合〕	〃	昭和54年3月16日	〃	〃	5-9
災害時の医療救護についての協定書〔伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡内市町村、上伊那医師会〕	医療救護活動等	平成7年4月1日	〃	口頭、電話又は電信による	5-10 5-11
災害時における郵便局と宮田村の協力に関する協定書〔宮田郵便局、宮田村〕	相互協力	平成10年11月1日	〃	〃	5-12
災害時の歯科医療救護についての協定書〔伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡内市町村、上伊那歯科医師会〕	医療救護活動等	平成16年1月1日	〃	〃	5-13 5-14
災害時における応急措置に関する協定書〔宮田村建設業組合、宮田村〕	応急措置等の協力	平成17年4月1日	〃	〃	5-15
災害時における応急措置に関する協定書〔宮田村電気設備事業者、宮田村〕	応急措置等の協力	平成18年1月5日	〃	〃	5-16
災害時における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定〔上伊那猟友会宮田支部、宮田村〕	災害時の行方不明者の捜索、情報の収集伝達	平成19年12月5日	〃	〃	5-17
大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定〔国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所、宮田村〕	災害時の減災活動、災害対応の相互協力	平成22年3月2日	〃	〃	5-18

協定名及び協定先の市町村機関の名称	業務の種類	締結年月日	締結方法	応援要請手続	No.
防災情報の共有に関する協定書 〔国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所、宮田村〕	防災情報の共有	平成22年 3月2日	文書	口頭、電話又は電信による	5-19
災害時の情報交換に関する協定 〔国土交通省中部地方整備局、宮田村〕	各種情報交換	平成23年 3月31日	〃	〃	5-20
災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書 〔長野県環境整備事業協同組合、(有)宮田衛生社、宮田村〕	災害時のし尿等の収集運搬	平成24年 4月4日	〃	〃	5-21
災害時における仮設トイレレンタルの協力に関する協定書 〔長野県環境整備事業協同組合、(有)宮田衛生社、宮田村〕	災害時の仮設トイレ供給	平成24年 4月4日	〃	〃	5-22
災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書 〔長野県建築士会上伊那支部、宮田村〕	災害時の本部施設及び避難所施設等の応急危険度判定等	平成24年 4月4日	〃	〃	5-23
田原市及び宮田村災害時相互応援に関する協定書 〔愛知県田原市、宮田村〕	災害時における相互援助(物資、要員等)	平成24年 4月9日	〃	〃	5-24
災害時における要援護者の受け入れに関する協定書 〔斉藤診療所、社会福祉法人しなのさわやか福祉会、(有)わが家、宮田村社会福祉協議会、宮田村〕	福祉避難所として要援護者の受け入れ	平成25年 7月9日	〃	〃	5-25
災害時における福祉、介護物資供給等の協力に関する協定書 〔タカノ(株)ハートワークスショップ、宮田村〕	応急福祉・介護物資の調達、供給等	平成25年 7月9日	〃	〃	5-26
災害時等におけるLPガスに係る協力に関する協定書 〔一般社団法人長野県LPガス協会、長野LP協会上伊那支部、宮田村〕	緊急点検、修繕及び供給、回収及び保管、調査等	平成26年 3月24日	〃	〃	5-27
防災まちづくりの推進及び災害時における相互協力に関する協定書 〔山形県最上町、山形県遊佐町、富山県南砺市、長野県阿智村、長野県辰野町、宮田村、愛知県美浜町、日本福祉大学〕	食料、飲料水及びその他の生活必需品の物資及び必要な資機材の供給 応援に必要な職員の派遣	平成26年 6月8日	〃	〃	5-28
災害時における井戸水の給水協力に関する協定書 〔(株)SNAP倶楽部、(株)マスダ、(株)ユーエスアイ、日本発条(株)伊那工場、農事組合法人ひかり、ティービーエム(株)、本坊酒造(株)信州マルス蒸留所、(株)テーケー〕	生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給、周辺住民に対する井戸の開放	平成26年 7月	〃	〃	5-29

5-2 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急加仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 全2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な、被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村(代表市町村を除く。)が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 第4項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防

災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・清内路村・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・大滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・波田町・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信州新町・信濃町・飯綱町・小川村・中条村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	上伊那 木曾
上伊那	諏訪 飯伊
飯伊	上伊那 木曾
木曾	飯伊 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 1 隣接するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

5-3 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の構成市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確

保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

5-4 長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防応援 消防隊による応援

(2) 救助応援 救助隊による応援

(3) 救急応援 救急隊による応援

(4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請

(第1要請を除く。)

(3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生在市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当

イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費

エ 消防活動に要した消火剤

オ 燃料及び給食等に要する経費

カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

附則（平成12年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附則（平成13年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附則（平成15年11月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附則（平成18年9月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

別表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

5-5 長野県消防相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。
(代表消防機関の選定等)

第2条 協定第4条第2項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

- (1) 地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。
- (2) 総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡調整は、次に掲げる事項とするものとする。

- (1) 応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。
- (2) 各消防機関の応援可能資機材等に関すること。
- (3) 応援要請及び情報伝達等に関すること。
- (4) 応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。
- (5) その他必要な事項

3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の地域の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第3条 応援要請側の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び状況
- (2) 応援隊の種別、隊数及び資機材等
- (3) 応援隊の集結場所
- (4) 応援隊の活動範囲及び任務
- (5) 使用無線周波数
- (6) 安全管理上の注意事項
- (7) その他必要と思われる事項

2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書（様式第2号）を送付するものとする。

- (1) 派遣人員
- (2) 派遣車両
- (3) 資機材等の種別及び数量
- (4) 出発時刻及び到着予定時刻
- (5) 指揮責任者

2 応援隊にあっては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

(応援隊等の名称)

第5条 協定第8条に基づき活動する応援隊の総称は、県内相互応援隊とする。

2 第2要請により出動した場合の、指揮隊長の名称は、北信、東信、中信、南信各指揮隊長とし、第3要請により出動した場合の指揮隊長は、長野県隊長とする。

(応援隊の誘導等)

第6条 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

- (1) 災害の状況及び進入経路
- (2) 活動方針、任務及び使用無線周波数
- (3) その他必要な事項

2 応援側の市町村等の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害等状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(応援隊の指揮及び編成)

第8条 複数の応援隊を派遣する場合の部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2第3項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関等への連絡)

第9条 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

(応援要請の解除)

第10条 要請の解除をした場合は、応援要請解除通知書(様式第5号)により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

(会議等)

第11条 協定事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(協議会)

第12条 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(地域連絡会議)

第13条 地域連絡会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村等の消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(その他会議)

第14条 総括代表消防機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

(協議事項)

第15条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 長野県消防相互応援に関する事。
- (2) 警防技術及び訓練に関する事。
- (3) 市町村の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関する事。
- (4) 消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関する事。
- (5) その他必要な事項

(協議)

第16条 この実施細則に定めのない事項又はこの実施細則について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附則（平成18年9月1日一部改正同意）

この実施細則は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

5-6 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

5-7 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総則

1 目的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等。

(1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）

(2) 「災害応援に関する協定書」（中部圏知事会）

(3) 「震災時等の相互応援に関する協定書」（関東地方知事会）

(4) 「災害時の相互応援に関する協定書」（新潟県）

(5) 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

(1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供

(2) 被災者の受入及び施設の提供

① 県内医療機関での傷病者の受入

② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

(3) その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援

3 支援の実施又は終了の決定

- (1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。
- (2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
 - ① 被災県等との連絡体制の確立
 - ② 被災県等の支援ニーズの把握
 - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④ 広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
 - ⑥ その他、支援に必要な業務

- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

- (1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
- (2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。
- (3) 後方支援本部の業務
 - ① 現地支援本部との連絡体制の確立
 - ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
 - ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
 - ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
 - ⑤ 費用精算業務
 - ⑥ その他支援に必要な業務

(4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針

- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) その他支援に必要な事項

2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) ブロック内の連絡体制の整備
- (5) その他支援に必要な事項

3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
- (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

5-8 長野県中央高速道路消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、駒ヶ根市・宮田村・南箕輪村・箕輪町・辰野町・伊南行政組合・伊那消防組合（以下「協定市町村」という。）の市町村長・組合長は、協定市町村のうち、中央高速道路及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町村相互間の消防力を活用して災害による被害を最少限度に防止し、長野県内中央高速道路の安寧秩序を保持することを目的とする。

（応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町村は消防組織法第6条の規定に基づく出場区域以外に協定市町村の要請により、その属する消防隊、その他必要な人員・資機材（以下「消防隊等」という。）を出動させ、若しくは調達して応援を行うものとする。

（出場区域）

第3条 協定市町村は、災害についてインターチェンジ等の存する協定市町村が別表に定める出場区域表に基づき応援を行うものとする。

（特別応援）

第4条 協定市町村は、協定区域内に大災害が発生し、若しくは前条の出場区域に基づき応援を行う市町村以外の協定市町村の応援を必要とするときは、消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない町村にあっては町村の長（以下「消防長等」という。）の要請により、特別応援を行うものとする。

（特別応援の要請）

第5条 特別応援の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。

- （1） 災害発生の場所及び災害の概況
- （2） 応援を要する消防隊等の種類及び数
- （3） その他活動内容等の必要な事項

（応援消防隊等の出場）

第6条 この協定による応援消防隊等の出場は、通報若しくは要請の内容、消防力及び消防事象の実情に応じて応援を行う協定市町村（以下「応援市町村」という。）の消防長等が決定して行うものとする。ただし、自市町村の災害又はやむを得ない事情がある場合は、消防隊等を出場させないことができる。

2 前項ただし書の規定により消防隊等を出場させないときは、災害発生協定市町村若しくは応援の要請を行った協定市町村（以下「受援市町村」という。）にその旨を通報しなければならない。

（経費の負担）

第7条 災害の応援に要する経費等の負担については、次に掲げるとおりとする。

- （1） 応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は隊員及び一般人の死傷による療養費等の負担に関しては当事者の相互協議とする。
- （2） 応援出動手当及び被服の損料等は、応援側の負担とする。
- （3） 応援出動ポンプ用燃料・消火薬剤及び応援隊の食糧は、原則として受援者側の負担とする。ただし、大災害については当事者の相互協議とする。

(情報の交換等)

第8条 協定市町村は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報・資材等を相互に通報するものとする。

(応援の実施及び委任)

第9条 この協定による応援は、それぞれの消防長等が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町村の消防長等が協議決定する。

(補則)

第10条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町村が協議の上決定するものとする。

(効力)

第11条 この協定書の有効期間は昭和51年9月18日から昭和52年9月17日までとする。ただし、有効期間が満了する2ヶ月前にいずれの協定市町村からも、この協定について改正の意志表示がないときは有効期間の満了の日の翌日から起算して向う1ヶ年間この協定は継続されたものとみなす。以後の有効期間の満了の時も又同様とする。

別表

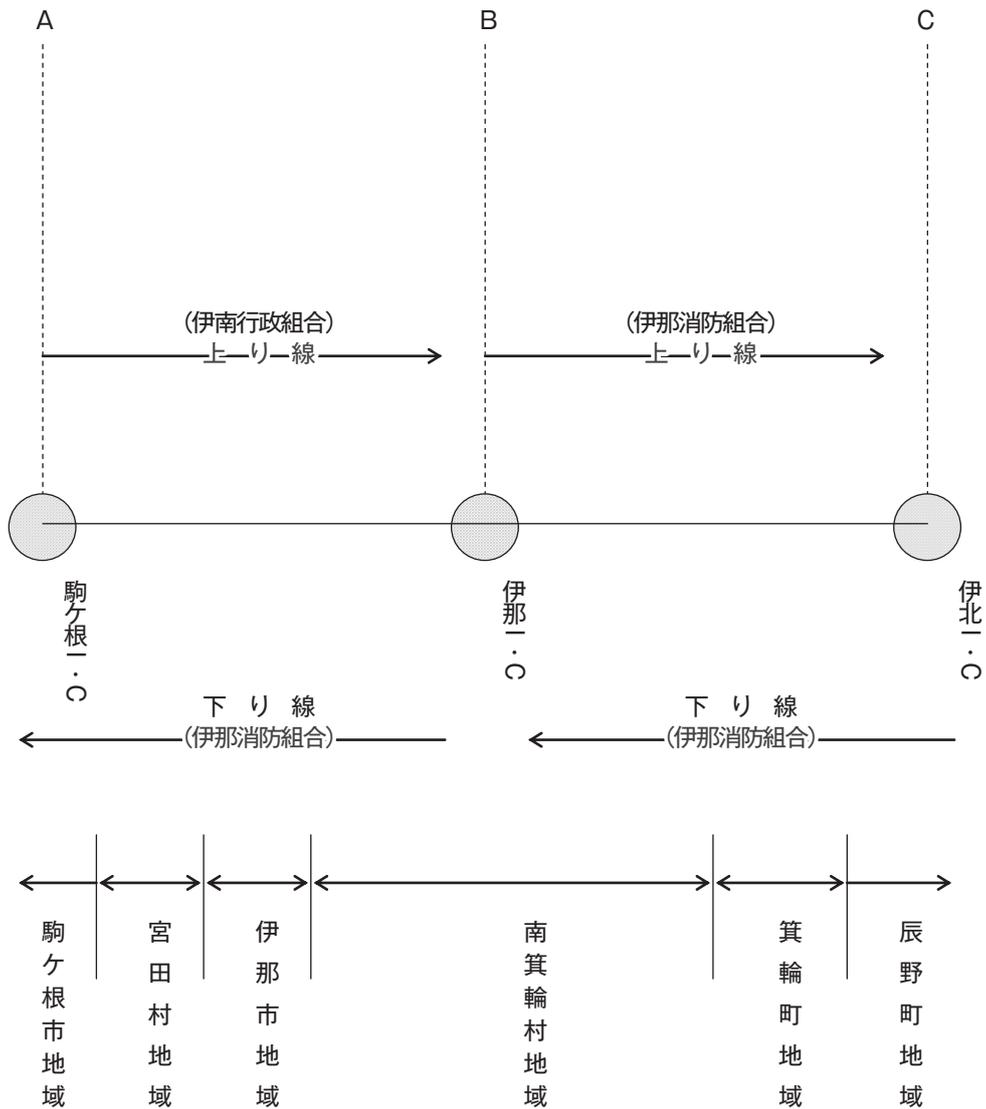
出 場 区 域 表

実 施 市 町 村	出 場 区 域
伊 那 消 防 組 合	BからAの下り車線及びBからCの上下車線
伊 南 行 政 組 合	AからBの上り車線

A 伊南行政組合管内に存するインターチェンジ

B～C 伊那消防組合管内に存するインターチェンジ

別表 参考



5-9 上伊那広域消防相互応援協定書

上伊那広域圏内の市町村、伊那消防組合及び伊南行政組合（以下「当事者」という。）は、消防組織法第21条の規定により、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、上伊那広域圏内における火災その他の災害時に係る、消防の相互応援の徹底を期することを目的とする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 火災防ぎよのための応援隊の派遣
- （2） 救急車両の派遣
- （3） その他の災害に際し必要と認められた応援

（応援の方法）

第3条 火災発生の場合は、その防ぎよ鎮圧のため当事者はそれぞれその区域内の消防警備上に支障のない限度において、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- （1） 隣接した地区に火災を認知したときは、原則として1隊。ただし、火焰等による判断により応援側の市町村長又は組合長（以下「市町村長等」という。）の必要と認めたときは、市町村長等の指示した隊数。
- （2） 要請があったときは、その要請数。

2 水災その他の災害に際し、要請があった場合は、応援側の認定により相互に応援するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 応援を要する人員、車両、機械及び数量
- （3） 応援場所
- （4） その他必要な事項

（応援隊の指揮命令）

第5条 応援隊の指揮命令は、受援地の市町村長等又は消防の長が行うものとする。

2 指揮命令は応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要し、長に指揮命令するに伝令を要するため行動が遅れる場合は、直接隊員に命令することができる。

（報告）

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び消防行動の状況を現地最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- (1) 応援のために要した経常的経費は、応援側の負担とする。
- (2) 応援出動した消防隊の活動が長時間にわたり、燃料機器資材の補給、給食等を必要とする場合は、受援者側の負担とする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援側の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援者側がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出動、又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(雑則)

第8条 この協定書の実施について、必要な事項は当事者において定めることができる。

(適用)

第9条 この協定は、昭和54年4月1日から適用する。

- 2 昭和41年5月9日に締結した「長野県広域消防相互応援協定書」は、昭和54年3月31日限り、その効力を失うものとする。

5-10 災害時の医療救護についての協定書

上伊那郡市町村長（以下「甲」という。）と社団法人上伊那医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、各市町村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う医療救護について、本協定に準じ、市町村医師会の協力を得て実施できるよう、必要な願整を行うものとする。

3 乙は、市町村医師会に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）医療救護班の編成
- （2）医療救護班の活動計画
- （3）関係機関との通信連絡計画
- （4）指揮系統
- （5）医薬品、医療器材等の備蓄
- （6）訓練計画
- （7）その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）負傷の程度の判定
- （2）負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- （3）救急処置の実施
- （4）救急活動の記録
- （5）死体の検案
- （6）その他必要な事項

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は平成7年4月1日から平成8年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの中し出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年延長され、以後同様とする。

5-11 医療救護活動実施細目

平成7年4月1日付をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護計画の承認）

第2条 甲は、乙から提出された医療救護計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

（医療救護組織）

第3条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 医療救護班の構成は、医師1名、看護婦2名を標準とし、必要がある場合は、保健婦、助産婦を加えることができる。

（救護所設置の特例）

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めるときは、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容医療機関のほか、甲が必要と認めるときは、その他の医療機関にも救護所を設置する事ができる。

（実施報告）

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書（別記第1号様式）を甲に提出するものとする。

（医療救護班の費用、扶助費の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

（1）医療救護班派遣に要する経費

- ・実費弁償請求書（別記第2号様式）
- ・医療救護班員名簿（別記第3号様式）

（2）医療救護班が携行し使用した医薬品等

- ・請求書（別記第4号様式）
- ・救助の種目別物資受払状況（別記第5号様式）
- ・救護班活動状況（別記第6号様式）
- ・病院診療所医療実施状況（別記第7号様式）
- ・助産台帳（別記第8号様式）

（3）医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合

- ・扶助金支給申請書（別記第9号様式）

（費用等の額）

第7条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3則の規定による。

（救護所となった医療機関における費用弁償の請求）

第8条 第4条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

（費用等の支払）

第9条 甲は、第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払うものとする。

5-12 災害時における郵便局と宮田村の協力に関する協定書

宮田郵便局（以下「甲」という。）と宮田村（以下「乙」という。）は、宮田村内に発生した地震その他災害時において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、宮田村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵便事業に関わる災害時特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- （2） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用に関すること。
- （3） 甲又は乙が収集した被害住民の避難状況及び被害状況の情報（以下「安否情報」という。）の相互提供に関すること。
- （4） 避難場所における臨時の郵便差出箱の設置に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に甲及び乙が協議して必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（災害情報等連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 甲は、災害発生時における協力を円滑に遂行するため、乙等が行う防災訓練に参加するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する責任者は、甲においては宮田郵便局副局長、乙においては宮田村総務課長とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

5-13 災害時の歯科医療救護についての協定書

上伊那郡市町村長（以下「甲」という。）と社団法人上伊那歯科医師会（以下「乙」という。）とは災害時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、各市町村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う歯科医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、市町村医師会に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯科医療救護班の編成
- （2）歯科医療救護班の活動計画
- （3）関係機関との通信連絡計画
- （4）指揮系統
- （5）医薬品、医療器材等の備蓄
- （6）訓練計画
- （7）その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護を行う。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）歯科医療に係わる救急処置の実施
- （2）救急活動の記録
- （3）死体の検案
- （4）その他必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必

要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における歯科医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は平成16年1月1日から平成16年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年延長され、以後同様とする。

5-14 歯科医療救護活動実施細目

平成16年1月1日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

(要請)

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

(歯科医療救護計画の承認)

第2条 甲は、乙から提出された歯科医療救護計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

(歯科医療救護組織)

第3条 歯科医療救護組織は、歯科医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 歯科医療救護班の構成は、歯科医師、歯科衛生士等とする。

(救護所設置の特例)

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めるときは、甲が指定した収容歯科医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容歯科医療機関のほか、甲が必要と認めた場合は、その他の歯科医療機関にも救護所を設置することができる。

(実施報告)

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後、実施報告書(別記第1号様式)を甲に提出するものとする。

(歯科医療救護班の費用、扶助費の請求)

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

(1) 歯科医療救護班派遣に要する経費

- ・実費弁償請求書(別記第2号様式)
- ・歯科医療救護班員名簿(別記第3号様式)

(2) 歯科医療救護班が携行し使用した医薬品等

- ・請求書(別記第4号様式)
- ・救助の種目別物資受払状況(別記第5号様式)
- ・歯科救護班活動状況(別記第6号様式)
- ・病院診療所歯科医療実施状況(別記第7号様式)

(3) 歯科医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合

- ・扶前金支給申請書(別記第8号様式)

(費用等の額)

第7条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の規定による。

(救護所となった歯科医療機関における費用弁償の請求)

第8条 第4条第1項及び第2項に定める歯科医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

(費用等の支払)

第9条 甲は、第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払うものとする。

「歯科医療救護活動実施細目」の解説 略

5-15 災害時における応急措置に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和35年法律第223号。以下「法」という。）及び宮田村地域防災計画の規定に基づき、宮田村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（以下「応急措置」という。）の実施について、宮田村（以下「甲」という。）が宮田村建設組合（以下「乙」という。）に対し要請することに関する基本的事項について、定めるものとする。

(村の要請)

第2条 甲は、法第55条及び宮田村地域防災計画に基づき、村単独では十分な応急措置を実施することができない場合は、乙に応急措置の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

3 甲は、乙以外の関係団体又は建設業者に対しても必要と認めた場合には、応急措置の協力を要請することができるものとする。

(出動方法)

第3条 出動個所については、甲が指定し、乙は甲の要請に基づき各組合員に連絡し、迅速に出動させるものとする。

(費用負担)

第4条 乙が実施する応急措置の費用は、甲が負担する。

(損害補償)

第5条 応急措置に従事した者に対する損害補償は、法第84条第1項及び宮田村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第19号）の規定により、これを補償するものとする。

(協議)

第6条 この協定を実施するための細目については、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

5-16 災害時における応急措置に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和35年法律第223号。以下「法」という。）及び宮田村地域防災計画の規定に基づき、宮田村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（以下「応急措置」という。）の実施について、宮田村（以下「甲」という。）が宮田村電気設備業者（以下「乙」という。）に対し要請することに関する基本的事項について、定めるものとする。

(村の要請)

第2条 甲は、法第55条及び宮田村地域防災計画に基づき、村単独では十分な応急措置を実施することができない場合は、乙に応急措置の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

3 甲は、乙以外の関係団体又は電気業者に対しても必要と認めた場合には、応急措置の協力を要請することができるものとする。

(出動方法)

第3条 出動箇所については、甲が指定し、乙は甲の要請に基づき迅速に出動するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が実施する応急措置の費用は、甲が負担する。

(損害補償)

第5条 応急措置に従事した者に対する損害補償は、法第84条第1項及び宮田村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第19号）の規定により、これを補償するものとする。

(協議)

第6条 この協定を実施するための細目については、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成18年1月5日から適用する。

5-17 災害時における行方不明者の搜索及び情報の収集伝達に関する協定

災害時における行方不明者の搜索及び情報の収集伝達に関する協定宮田村（以下「甲」という。）と長野県上伊那猟友会宮田支部（以下「乙」という。）は、災害時における行方不明者の搜索及び情報の収集伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、村内及びその周辺で行方不明者の搜索が必要となった場合及び大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う行方不明者の搜索及び災害情報の収集伝達に関し、乙が甲に協力するために必要な事項について定めることを目的とする。

（活動の基本）

第2条 この協定による行方不明者の搜索及び情報の収集伝達の活動は、ボランティア精神に基づき行うものとする。

（定義）

第3条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1項第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第4条 甲は、災害等において、村内及びその周辺で行方不明者の搜索が必要と認めるとき及び宮田村地域防災行政無線、公衆通信網その他の手段による通信が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集伝達が必要と認めるときは、乙に対し、行方不明者の搜索及び情報の収集伝達について協力を要請するものとする。

（情報の提供）

第5条 乙は、甲からの協力要請がなくても必要と思われる行方不明者情報及び災害情報については、甲に提供することができるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、別紙のとおり連絡責任者を定めるものとする。

（連絡系統）

第7条 甲及び乙との連絡系統は、別表のとおりとする。

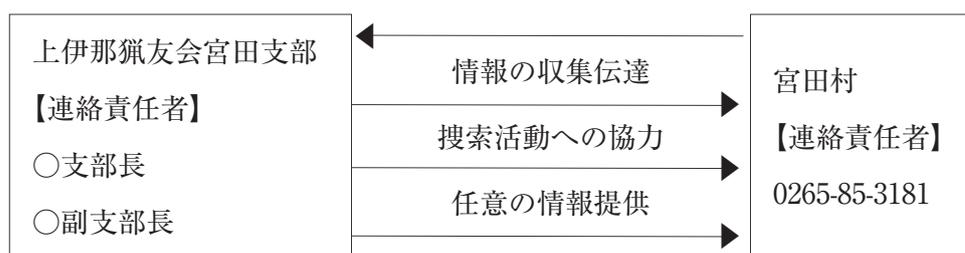
（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲、乙のいずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

別表（連絡系統図）



5-18 大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所（以下「甲」という。）と長野県宮田村（以下「乙」という。）は、双方の行政区域内における大規模土砂災害等に備えた相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模土砂災害等の発生時における減災活動や災害対応等を円滑に進めるため、甲と乙が相互に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、大規模土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う次の業務に関し、乙に対する協力を行うものとする。

- （1）警戒・避難情報等の発令
- （2）災害対策資機材の提供
- （3）大規模土砂災害時等の防災体制の確立

（体制）

第3条 甲と乙は、前条に規定する協力体制の推進に当たって検討会を設置し、情報交換を行うものとする。

2 前項の検討会は、毎年度当初に定例会を開催し、「大規模土砂災害等の発生時における地域連携マニュアル」の更新、見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって5年間延長し、以後も同様とする。

（疑議の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙の双方が協議の上、これを定めるものとする。

5-19 防災情報の共有に関する協定書

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所（以下「甲」という。）と長野県宮田村（以下「乙」という。）は、防災情報の共有及び関連施設の維持管理等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日常的な防災体制の強化及び非常時の初動体制の確立に資するため、甲及び乙が保有する防災情報を共有することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報の共有）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達するために必要な防災情報を、相互に積極的に提供し、共有するものとする。

2 甲及び乙が保有する防災情報の共有については、別表第1の方法により行うものとする。

3 防災情報の共有方法を追加する場合は、甲乙協議の上、別表第1に追記することとする。

（共有情報の外部提供）

第3条 甲及び乙は、共有された防災情報を関係機関へ提供できるものとする。

2 乙は、共有された防災情報を適切な方法により住民等へ提供できるものとする。

3 甲及び乙は、共有情報の外部提供を行う場合においては、相互に不利益を及ぼさないよう留意するものとする。

（防災情報機器及び設置場所）

第4条 乙が、雨量・水位等のデータ及び河川・溪流の流況の映像等の防災情報（以下、「河川・溪流流況」という。）を得るための防災情報機器は、甲が管轄する区域内に設置している機器のうち、乙が防災上必要とする機器とし、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲が、乙に河川・溪流流況を提供し共有するための機器は、防災情報通信システム一式とし、設置場所は伊那市役所とし、電力使用料金・敷地使用料・設置場所の管理は平成21年3月23日付の甲と伊那市との同協定によるものとする。

3 甲は、防災情報通信システム一式より上伊那広域ネットワークを介し、乙に河川・溪流流況を提供し共有するものとする。

（河川・溪流流況の提供期間）

第5条 甲が、乙に河川・溪流流況を提供する期間は、通年を原則とする。

2 甲は、天災その他の不可抗力に基づく機器の故障又は機器の点検整備のために必要なときは、河川・溪流流況の提供を一時停止することができるものとする。

（情報提供料等）

第6条 第4条第1項で規定する防災情報機器に係る電力使用料は、甲が負担する。

（維持管理等）

第7条 防災情報機器及び防災情報通信システムの点検整備は、甲が行うものとする。

2 天竜川流域防災GISシステムのサーバーの点検整備は、甲が行うものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、引き続き同一条件をもって5年間延長し、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定書に定める事項について疑義を生じた場合、又は、この協定書に定めなき事項は、甲乙協議し定めるものとする。

別表第1（第2条関係）

情報共有方法
防災情報通信システム
天竜川流域防災GISシステム
電話及びFAX

5-20 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、宮田村長（以下「村長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び村長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び村長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 1 宮田村内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 2 宮田村災害対策本部が設置されたとき
- 3 その他整備局長又は村長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び村長との情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 1 一般被害情報に関すること
- 2 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、都市施設等）被害状況に関すること
- 3 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、村長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から村長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び村長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び村長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び村長が協議のうえ、これを定めるものとする。

5-21 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

宮田村（以下「甲」という。）と長野県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）及び（有）宮田衛生社（以下「丙」という。）は、宮田村内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるし尿の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、し尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「し尿等」とは、災害時において処理をする必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力事項の発動）

第3条 この協定の定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行った時をもって発動する。

（し尿等の収集運搬の協力要請）

第4条 災害時において、甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙及び丙に対して実施可能な範囲において、協力を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により、甲から協力の要請を受けた時は、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、し尿等の収集運搬を行うものとする。

（要請手続）

第5条 前条に規定する甲の乙及び丙に対する要請手続は、業務の内容、車両台数、場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（し尿等の収集運搬の実施）

第6条 乙及び丙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、要請業務に優先的に協力するものとする。

2 乙及び丙は甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 前条の規定により乙及び丙が実施したし尿等の収集運搬にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙及び丙が提供する報告書等に基づき、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 第7条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙及び丙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙及び丙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙及び丙は、役員の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(損害補償及び損害賠償)

第10条 乙及び丙が行う要請業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、宮田村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宮田村条例第19号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙及び丙は、甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、及び協定について疑義が生じたときは、甲乙及び丙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

5-22 災害時における仮設トイレレンタルの協力に関する協定書

宮田村（以下「甲」という。）と長野県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）及び（有）宮田衛生社（以下「丙」という。）は、宮田村内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な仮設トイレ（以下「仮設トイレ」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲と乙及び丙が協力して、仮設トイレのレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行った時をもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 災害時において、甲が仮設トイレのレンタルを必要とするときには、甲は乙及び丙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙及び丙は、前項の規定により、甲から仮設トイレのレンタルの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、仮設トイレのレンタルを実施するものとする。

（要請手続）

第4条 第3条に規定する甲の乙及び丙に対する要請手続は、数量、搬入場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（仮設トイレ設置の協力）

第5条 乙及び丙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、仮設トイレのレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請事項を実施した時は、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（仮設トイレの搬入等）

第6条 仮設トイレの搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して仮設トイレを確認のうえ引渡を受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙及び丙が行うものとする。ただし、乙及び丙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙及び丙が前項の規定により仮設トイレを運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条及び第6条の規定により乙及び丙がレンタルした仮設トイレの対価及び乙及び丙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙及び丙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙及び丙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙及び丙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び仮設トイレのレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(損害補償及び損害賠償)

第10条 乙及び丙が行う要請業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、宮田村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宮田村条例第19号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙及び丙は、甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙及び丙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

5-23 災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書

宮田村（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会上伊那支部（以下「乙」という。）は、宮田村内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定等についての乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、応急危険度判定等を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の各号掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

- （1） 災害の状況及び協力を要請する事由
- （2） 応急危険度判断の実施内容
- （3） その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときには口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの応急危険度判定等の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定等を実施するものとする。

2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定等を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後8時間以内に応急危険度判定等を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長を要請することができる。

（事前計画）

第4条 乙は、応急措置等の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めておかなければならない。

2 乙は、組織体制等を定めたとき又は変更したときは、その内容を甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急危険度判定等に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を、甲に報告するものとする。

2 乙は、応急危険度判定等に従事した場合は、次の号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他必要な事項

(経費)

第6条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、平成21年国土交通省告示第15号に定める建築士事務所
の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準により算出した額とする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき、応急危険度判定等に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、
又は疾病にかかったときは、宮田村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宮田村条例第9号）
の規定に準じて、甲が補償を行うものとする。

(経費等の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する経費及び第7条に規定する災害補償（以下「経費等」という。）
を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費等の負担)

第9条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合は、その内容が適当であると認めた
ときは、その経費等を速やかに負担するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、応急危険度判定等の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は
不当な目的に利用してはならない。

(有効期限)

第11条 この規定の有効期限は、平成25年3月31日までとする。但し、甲及び乙のいずれからも
本協定の改廃について申出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協定の継承)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結後において、甲及び乙の組織（以下「組織」という。）又は
甲の区域（以下「区域」という。）が変更された場合には、速やかに相手方に通知するもの
とし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。

2 前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるもの
とする。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項、又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙
が協議して定めるものとする。

5-24 田原市及び宮田村災害時相互応援に関する協定書

この協定は、平成11年11月9日に締結された友好都市提携の理念に基づき、災害時における相互援助の応援体制を確立しようとするものである。

(目的)

第1条 田原市及び宮田村（以下「協定都市」という。）は、地震や大雨等により災害が発生した場合、協定都市が相互に応援し、応急対策及び復旧対策（以下「応急復旧」という。）を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急復旧に必要な食料、飲料水及び生活物資並びに資機材の提供
- (2) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 児童生徒その他被災者の一時受入れ
- (4) 災害支援ボランティアの斡旋
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 応援を要請する協定都市は、次の事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書（様式第1号）により要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、必要な職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、児童生徒その他被災者の人数等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた協定都市は、直ちに応援活動を実施するものとする。

2 応援の要請を受けた協定都市が、何らかの理由により応援活動を実施できない場合は、当該要請をした協定都市に速やかに連絡しなければならない。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、応援を要請した協定都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援の要請を受けた協定都市から特別の申し出がない限り、応援を要請した協定都市が負担するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、いずれかの協定都市の長から解約の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定都市が協議して定めるものとする。

5-25 災害時における要援護者の受け入れに関する協定書

宮田村（以下「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は宮田村内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下、「災害時」という。）に災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所として乙の運営する福祉施設への受け入れの協力を依頼するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害の発生により避難を余儀なくされた者をいう。

- （1）介護保険の要介護認定者
- （2）寝たきり高齢者
- （3）障がい者（村が認めた者）
- （4）上記に準じる者

（受け入れ施設）

第3条 乙が災害時に要援護者を迎え入れる施設は、次のとおりとする。

名 称	住 所
-----	-----

（受け入れ期間）

第4条 受け入れの期間は、乙が甲の依頼を受け、受け入れを決定した時から、甲が受け入れを中止すると判断する時までとする。

（手続き等）

第5条 甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要が生じた要援護者及び避難所に避難した要援護者が、避難所での生活が困難と認められる場合には、乙に対し書面又は口頭により次の事項を明らかにして受け入れ依頼を行うものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）受け入れを依頼する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- （2）前号の身元引受人の氏名、住所、連絡先等
- （3）受入依頼機関

2 乙は、受け入れができる状態にあるときは、直ちに書面または口頭により受け入れを決定するとともに、要援護者の受け入れを行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要援護者の移送）

第6条 要援護者の移送は、原則として要援護者の家族が行うものとする。ただし、移送が困難

な場合は、甲及び乙が協力しながら行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の依頼により乙が提供した生活物資等の費用および移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員等について協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとし、甲乙双方に異議がない場合は、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は受け入れに伴う要援護者とのトラブル等の解決等、この協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

5-26 災害時における福祉、介護物資供給等の協力に関する協定書

宮田村（以下「甲」という。）と タカノ株式会社ハートワークスショップ（以下「乙」という。）は宮田村内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に応急福祉・介護物資（以下「応急物資」という。）の調達、安定供給の協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、応急物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（応急物資供給の協力要請）

第2条 災害時において、甲が応急物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急物資の確保等）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び応急物資の確保、運搬等に積極的に協力するものとする。

（応急物資の品目）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができる。

（応急物資供給の要請）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行ものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（引渡し）

第6条 応急物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により応急物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が提供した応急物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

（取引価格）

第8条 応急物資の取引価格は、災害発生直前時における適性な価格を基準とする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び応急物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を結んだ日から平成26年3月31日までとし、甲乙双方に異議がない場合は、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び、この協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

別 紙

応急物資の品目

応急物資名
1 車いす
2 歩行器
3 オムツ
4 紙パンツ
5 尿取りぱっと
6 その他福祉・介護必需品

5-27 災害時等におけるLPガスに係る協力に関する協定書

宮田村（以下「甲」という。）、長野LP協会上伊那支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）は、地震、風水害及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）並びに減災対策における液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下「LPガス」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保及びLPガスの供給並びに減災対策に関する協力について必要な事項を定めることにより、災害対応及び避難者の生活支援を円滑に実施することを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時のLPガスの供給に関する協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、甲が乙に対して要請を行ったときに発動する。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、甲が乙に文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力の要請を受けた業務の一部について丙に協力を要請することができる。

（災害時における協力業務）

第4条 災害時における協力業務は次のとおりとする。

- （1）被災地域のLPガスの一般消費者等（法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に対して、法に基づいて販売事業者（法第3条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。以下同じ。）が行うべき緊急点検、修繕及び供給
- （2）供給設備（法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）の設置場所以外で発見されたLPガス容器について、容器所有者等が行うべき回収及び保管
- （3）指定避難所として指定する公共施設等へのLPガスの供給
- （4）販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
- （5）前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びLPガス供給のために特に必要な業務

（引渡し）

第5条 LPガスの引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定によりLPガスを運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(業務の報告)

- 第6条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、文書をもって甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、事後において、文書で甲に提出するものとする。
- 2 乙は、甲により要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

(費用の負担)

- 第7条 第4条の規定によりLPガスの供給に要した対価及び運搬の費用は、乙の請求により甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用については、災害発生直前におけるLPガスの小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、決定する。
- 3 甲は、第1項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(減災対策)

- 第8条 甲は、指定避難所における避難者の生活支援を円滑に行うため、小学校及び中学校の給食施設でのLPガス使用の推進を図り、必要に応じて資機材の整備を行うものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制、LPガスの供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
- 3 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業者の災害補償)

- 第9条 この協定に基づく業務の協力に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、次に掲げる場合を除き、消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宮田村条例第19号）の規定により、甲が補償するものとする。
- (1) 従業者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該損害について、乙、丙又は従業者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協議)

- 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

- 第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

5-28 防災まちづくりの推進及び災害時における相互協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、日本福祉大学との友好協力宣言及び包括協定を締結した自治体（以下「協定自治体」という。）と日本福祉大学（以下「大学」という。）が、平常時から防災及び減災に係る諸事業の連携と協力を図り、また、大規模な災害が発生した場合において、相互の協力により応急対策、復旧対策等の円滑化を図ることを目的とする。

(連携協力内容)

第2条 協定自治体と大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を推進する。

- (1) 防災及び減災に関する啓発及び調査研究活動をとおした防災まちづくりの推進に関すること。
- (2) 食糧、飲料水及びその他の生活必需品等の物資並びにその供給に必要な資機材の提供に関すること。
- (3) この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連携推進体制)

第3条 協定自治体間の連携及び支援を行うため、大学に「協定自治体連絡会事務局」（以下「事務局」という。）を置く。ただし、大学が被災した場合は、別に定める方法に従い、協定自治体のうち一自治体が事務局代行を担う。

2 協定自治体と大学は、相互に「災害時における支援」を担当する連絡担当部局及び担当者を置く。

(支援要請)

第4条 被災した協定自治体は、第2条に規定する支援の協力が必要な場合は、支援要請を大学に行い、大学はその要請を他の協定自治体に伝達するとともに必要な調整を行う。

2 支援要請を受けた協定自治体が支援を行う場合は、本協定に基づき、個別に被災した協定自治体との間で連絡・調整を行い、支援を行う。支援を行う協定自治体と事務局は、相互に情報連絡を密にするものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける協定自治体及び大学の負担とする。

2 前項の規定により難しいときは、その都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 支援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷、若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、

本人又はその遺族に対する補償は、原則として当該職員の所属する協定自治体が行うものとする。

- 2 支援活動に従事した職員が、その活動に当たり業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請への往復途中に生じたものを除き、原則として被災した協定自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(平常時の措置)

第7条 協定自治体及び大学は、この協定が災害時において、有効に機能するよう、平常時から、防災及び減災対策に関する調査研究等に努めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第8条 協定自治体及び大学は、この協定の内容について毎年見直しを行い、常に実効的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(協定の失効)

第9条 本協定は、協定自治体いずれかの申し立てにより、協定自治体及び大学間の協議を経て、その効力を失う。

(協義)

第10条 この協定の解釈について疑義が生じたときは、協定自治体及び大学間で協議の上決定するものとする。

5-29 災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

災害時における生活用水等の給水協力に関し、宮田村（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、村内に地震、またはその他の災害が発生した場合、甲が行う応急給水活動に対し乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、乙は甲からの要請に基づき、その所有する井戸より給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

- （1） 甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給
- （2） 乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放

（井戸の所在）

第3条 甲が乙に要請を求める井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 宮田村 番地

（要請手続）

第4条 甲は乙に対して協力を要請する場合、要請の理由、要請の内容、協力を要請する期間、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。
ただし、状況により急を要する場合は、事後の要請とする。

（給水準備）

第5条 乙は甲の要請を受けた時、可能な限り井戸所在地に赴き、給水の準備に努めるものとする。

（情報公開）

第6条 甲は乙の同意が得られた場合に限り、井戸の所在地等の情報について、一般に公開するものとする。

（標識）

第7条 甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は村民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入り口付近に、その標識を設置するものとする。

（水質検査）

第8条 甲は、当該井戸の水質検査を必要に応じて行うことができる。

（維持管理）

第9条 通常時における井戸の維持管理は、乙の責任において行う。

(費用負担)

第10条 災害時における井戸水の供給に要する経費は、災害救助法の適用がされた場合にあつては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあつては、両者協議の上決定する。

(報告)

第11条 乙は、その所有する井戸水の使用を中止し、または廃止した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定期間は、初年度においては協定締結の日から5年後の当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲乙いずれかから、協定解除または変更の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた時は、甲乙協議の上解決を図る。

6 条 例 等

6-1 宮田村防災会議条例

昭和39年9月15日 条例第23号
改正 平成12年3月13日条例第3号
改正 平成25年12月19日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宮田村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を掌どる。

- (1) 宮田村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 長野県警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
 - (9) 前各号のほか、村長が必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 前項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、村の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月13日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月19日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

6-2 宮田村防災会議委員名簿

条例第3条の区分		委員の所属・職名
会 長	村 長	宮 田 村 長
1号委員	指定地方行政機関の職員	国土交通省天竜川上流河川事務所長
		南 信 森 林 管 理 署 長
2号委員	長野県の知事の部内の職員	上 伊 那 地 方 事 務 所 長
		伊 那 建 設 事 務 所 長
3号委員	長野県警察官	駒ヶ根警察署長
		宮 田 村 駐 在 所 長
4号委員	役場職員	副 村 長
		総 務 課 長
5号委員	教育長	教 育 長
6号委員	消防団長	消 防 団 長
7号委員	指定公共機関の職員	中 部 電 力 (株) 伊 那 営 業 所 長
		東 日 本 電 信 電 話 (株) 長 野 支 店 長
8号委員	自主防災組織を構成する者	11地区の自主防災組織の代表者
	学識経験者	上伊那広域消防本部伊南北消防署長

6-3 宮田村災害対策本部条例

昭和38年11月9日 条例第17号

改正 平成8年3月12日条例第7号

改正 平成25年12月19日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、宮田村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月12日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

6-4 宮田村地震災害警戒本部条例

昭和54年12月19日 条例第22号

改正 平成8年3月12日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）

第18条第4項の規定に基づき、宮田村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者

(2) 村の教育委員会の教育長

(3) 村長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が任命する者

(5) 伊南行政組合消防本部北消防署の職員のうちから村長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の業務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから村長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当る。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月12日条例第3号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

6-5 宮田村地震災害警戒本部規則

昭和54年12月19日 規則第6号
改正 昭和55年9月24日規則第11号
改正 平成元年4月1日規則第11号
改正 平成8年3月12日規則第3号
改正 平成19年3月19日規則第24号
改正 平成23年6月17日規則第7号
改正 平成25年9月19日規則第12号
改正 平成26年3月17日規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮田村地震災害警戒本部条例（昭和54年宮田村条例第22号）第4条の規定に基づき、宮田村地震災害警戒本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 警戒本部

(位置)

第2条 本部は、宮田村役場内に置く。

(組織)

第3条 副本部長、本部員及び本部職員は、次の者をもって充てる。

副本部長 副村長

本部員 駒ヶ根警察署宮田村駐在所警察官、東日本電信電話株式会社長野支店長、中部電力株式会社伊那営業所長、宮田郵便局長、伊那市駅長、宮田村商工会長、上伊那農業協同組合宮田支所長、宮田村安全会議議長、宮田村消防団長、教育長、総務課長、みらい創造課長、住民課長、福祉課長、建設課長、産業振興推進室長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、土地開発公社事務局長、伊南行政組合消防本部北消防署長

本部職員 本部員を除く村職員

(部の設置)

第4条 本部に次の部を置く。

総務部、出納部、企画部、住民部、福祉部、建設部、産業部、議会部、教育部

(所掌事務)

第5条 本部は、地震防災応急対策に係る事務をつかさどる。

附 則

この規則は、昭和54年12月19日から施行する。

附 則（昭和55年9月24日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月12日規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月1日規則第7号）

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第5号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月19日規則第12号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

6-6 災害救助法で実施可能な応急救助基準

資料：長野県地域防災計画その他災害対策編平成25年度修正版抜粋

災害救助法で実施可能な応急救助基準 (平成24年4月2日現在)

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	備 考
避難所設置	現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者	避難所の設置・維持・管理運営経費(賃金、消耗器材費、建物の使用謝金、備品等の使用謝金・購入費、燃料費)	【基本額】 1人1日当たり 300円以内 【加算額】 ○冬期(10月～3月)加算 ○高齢者等を収容する福祉避難所を設置した場合は当該地域の通常実費を加算	災害発生日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含む 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊(焼)・流失し、居住する住家がない者で自らの資金では住宅を得ることができない者	整地費、建築経費(建築費・附帯工事費・老人居宅介護事業等)を利用しやすい構造及び設備を有する施設の整備費・賃金・輸送費・事務費)、リース料、集会所建築費	【基準面積】 1戸当たり 29.7㎡(9坪) 【基準額】 2,401,000円以内 【集会所設置費】 基準額以外で別途定める(住宅50戸以上設置の場合)	災害発生日から20日以内に着工 → 供与期間は工事完了日から2年以内	1 全壊等直接被害がない場合でも対象となる場合あり 2 基準面積及び基準額は県内総数を上回らなければ調整可 3 実情により輸送費別途計上
炊き出しその他による食品の給与	○避難所に収容された者 ○全半壊(焼)・流失・床上浸水で炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器機使用謝金または借上料、消耗品等購入費)	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生日から7日以内	1 被災者支給分のみが対象 2 輸送費、賃金は別途計上
飲料水の供給	現に飲料水(炊事用水を含む)を得ることができない者	ろ水器等他給水に必要な機械器具の借上・修繕・燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、賃金は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与(貸)	全半壊(焼)、流失床上浸水、船舶の遭難等により被服等生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被服・寝具、身のまわり品、炊事用具、日用品、光熱材料	別表の範囲内 災害発生日により限度額を区分 夏期(4～9月) 冬期(10～3月)	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は当該地域の時価による 2 現物給付に限る
医 療	応急的に医療を必要とするが、災害により医療の途を失った者	診察、薬剤または治療材料、処置・手術その他の治療・施術、病院または診療所への収容、看護	1 救護班 使用した薬剤治療材料・医療器具修繕費等の実費 2 病院・診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	1 原則、救護班が現地により処置 2 救護班では治療困難な重傷患者等がある場合または救護班の到着を待つことのできない急迫している場合は医療機関で処置 3 患者等の移送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	備 考
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者で災害のため助産の途を失った者(死産、流産を含む)	分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料	1 救護班 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	1 救護班のほか助産師・産院・一般医療機関による実施も可 2 妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	○現に生命、身体が危険な状態にある者 ○生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 明らかに生存している者を除き、原則4日以降は死体の搜索として扱う 2 輸送費、賃金は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者で、自らの資力により応急処理をすることができない者	居室・炊事場・便所等日常生活に不可欠な部分の最小限度の修理費(原材料費・労務費・材料輸送費・工事事務費)	1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)・流失、半壊(焼)、床上浸水により学用品を喪失・毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲・ろう・養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む)	教科書(検定済のもの)、教材(教育委員会承認済のもの)	実費	災害発生の日から1ヶ月以内	1 入進学時の場合は個々の実情に応じ給与 2 備蓄物資は評価額
		文房具、通学用品(運動靴・カバン・体育着等)	小学生1人当たり 4,100円 中学生1人当たり 4,400円	災害発生の日から15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者の埋葬を実施する者に支給	棺(付属品を含む)埋葬(火葬)料、骨壺・骨箱	1 体当たり 大人(12才以上) 201,000円以内 小人(12才未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	風習・宗教等に配慮する
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、賃金は別途計上
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	洗浄、縫合、消毒等	1 体当たり 3,300円以内	災害発生の日から10日以内	1 原則、検案は救護班による 2 輸送費・賃金は別途計上
		一時保存	○既存建物借上 通常の実費 ○野外仮設 1 体当たり 5,000円以内 ○ドライアイス等 購入費を要する場合は当該地域の通常実費を加算		
		検案	当該地域の慣行料金の額以内		

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれたため生活に支障があり、自らの資力により応急処理をすることができない者	除去に必要な機械器具等の借上賃輸送費及び賃金	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生日から10日以内	限度額は市町村内の平均額が限度額内であれば調整可。市町村相互間は調整不可
輸送費 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 飲料水の供給 3 医療及び助産 4 被災者の救出 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	輸送または賃金	当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実施が認められる期間以内	
実費弁償	施行令第10条第1号から4号までに規定する者	(ア)被災者の避難 (イ)医療及び助産における移送 (ウ)被災者の救出 (エ)飲料水の供給 (オ)死体の搜索 (カ)死体の処理 (キ)救済用物資の整理、配分及び輸送	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

別表 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与のために支出できる費用

1 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

(単位：円)

世帯区分 季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
夏季 (4～9月)	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
冬季 (10～3月)	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400

2 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

(単位：円)

世帯区分 季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
夏季 (4～9月)	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬季 (10～3月)	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

6-7 避難勧告等に係る発令の判断基準

1 避難情報の標準的な意味合い

避難準備情報	人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
避難勧告	その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退き勧め又は促す行為をいう。
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

2 避難情報の発令時の状況と住民に求める行動

発令区分	発令時の状況	災害発生(予測)との関係	住民に求める行動
避難準備情報	人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況	災害発生予測時刻までと90分～120分程度自主避難の要請の場合は夕刻前や天候の悪化等避難が困難となる状況を把握した時点	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難を開始する。(避難支援者は避難行動を開始する。) 上記以外の者は家族等との連絡や非常用持出品の用意等避難準備を開始する。 今後の天候の悪化、夜が近づく、浸水が広まるなどの状況から必要と判断する住民が自主的に避難を開始する。
避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階	災害発生予測時刻までと60分程度	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所へ避難行動を開始する。
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・災害発生予測時刻までと30分もない程度・予測なく発生した災害については発生直後	<ul style="list-style-type: none"> 避難中(避難勧告等の発令後)の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移る 災害発生までに避難が完了するいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

3 洪水に係る避難勧告等の発令基準

(1) 天竜川

発令区分	観測所水位	条 件	対象となる地区
避難準備情報	はん濫注意水位 伊那観測所 4.00m 沢渡観測所 0.90m	・観測所の水位がはん濫注意水位に達し「はん濫注意情報」が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合 ・宮田村に洪水警報が発令された場合	大久保地区 中越地区 (避難勧告等を発令する地域は、洪水ハザードマップの浸水想定区域や水害の危険がある区域に対して発令する)
避難勧告	避難判断水位 伊那観測所 5.40m 沢渡観測所 1.40m	・観測所の水位が避難判断水位に達し「はん濫警戒情報」が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認した場合	
避難指示	はん濫危険水位 伊那観測所 5.50m 沢渡観測所 1.60m	・観測所の水位がはん濫危険水位に達し「はん濫警戒情報」が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合 ・破堤、越水を確認「はん濫発生情報」が発表された場合 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認した場合	

〈情報の入手先〉

- ・天竜川の水位、雨量情報、洪水予報：

国土交通省「川の防災情報」、「天竜川流域防災GISシステム」、長野県「河川砂防情報ステーション」、長野地方気象台

- ・前兆現象：

天竜川上流河川事務所、伊那建設事務所、上伊那地方事務所、村建設課、消防団等からの状況報告

(2) その他の河川

破堤、越水はん濫避難勧告等は、以下のいずれかの基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。

発令区分	条 件	発令地区
避難準備情報	・避難が伴うような破堤・越水になると予想される場合 ・宮田村に洪水警報が発表された場合	○太田切川流域 (新田・大田切・大久保地区) ○大沢川流域 (町1・町2・北割・南割・新田・中越地区) ○堂沢川流域 (中越地区) ○寺沢川流域 (新田地区) ○小田切川流域 (町2・町3・南割・新田・中越地区)
避難勧告	・安全のため早めの避難を促す場合 ・宮田村に洪水警報が発表され、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)	
避難指示	・破堤・越水を確認された場合 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認した場合	

4 土砂災害に係る避難勧告等の発令基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。

発令区分	条 件	対象となる箇所
避難準備情報	・宮田村に土砂災害警戒情報※1が発表された場合 ・土砂災害危険箇所等の巡視により、別表の前兆現象が発見された時	土砂災害警戒区域(26箇所)及び土砂災害特別警戒区域(20箇所) 〔対象地区〕 ・北割地区 ・南割地区 ・新田地区 ・大田切地区 ・大久保地区 ・中越地区 ・つつじが丘地区 ・大原地区
避難勧告	・宮田村に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害危険箇所等の巡視により、別表の前兆現象が発見された時	
避難指示	・近隣で土砂災害が発生した時 ・土砂災害危険箇所等の巡視により、別表の前兆現象が発見された時	

※1 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、長野県と長野地方気象台の共同により発表される。地域を概ね5km四方の格子領域に区分し、降雨量と土壌雨量指数の2要素と土砂災害の履歴から、危険と判断される土砂災害発生危険基準線※2(CL:クリティカルライン)を設定し、2時間先の予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の雨量状況曲線値が、CLを越えると予測した場合に発表される。

※2 土砂災害発生危険基準線

長野県ホームページで得られる「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を活用する。

〈情報の入手先〉

- ・ 気象警報・予報、雨量情報：長野地方気象台、長野県「河川砂防情報ステーション」
- ・ 前兆現象：伊那建設事務所、上伊那地方事務所、村建設課、消防団等からの状況報告

別表（前兆現象別の避難情報の種類）

予想される土砂災害の種類	避難準備情報	避難勧告	避難指示
土石流	流水の異常な濁り	溪流内で転石の音 流木発生	土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り 渓流水位の激減
崖崩れ	湧水量の増加 表面流発生	小石がばらばら落下 新たな湧水発生 湧水の濁り	湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り
地すべり	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加	池や沼の水かさの急変 亀裂・段差の発生・拡大 落石・小崩落 斜面のはらみだし 構造物のはらみだし・クラック 根の切れる音 樹木の傾き	地鳴り・山鳴り 地面の振動

5 住民への避難伝達方法

伝達手段	担当班	伝達先	伝達方法
防災行政無線	①総務班（総務係） ②通信班（企画係）	村民	防災行政無線一斉放送（屋外スピーカー、戸別受信機）
電話・FAX 連絡	①総務班（総務係）	各自主防災会長	電話・FAX等により対象地区 自主防災会長へ連絡 → 地域住民へ連絡
広報車による 広報	災害対策本部 消防団	対象地域住民	村広報車・消防団車両により、 対象地域住民に対して広報
防災安全情報 メール	①通信班（企画係） ②総務班（総務係）	メール登録者	メールによる一斉配信
ホームページ	①通信班（企画係） ②総務班（総務係）	村民	インターネットによる災害情 報の配信
報道機関への 広報依頼	①広報班（協働係） ②総務班（総務係）	エコーシティー駒ヶ岳 ほか 報道機関	

7 その他

7-1 文化財一覧

7-1-1 国指定

名 称	種 別	内 容	所 在 地	指定年月日
ニホンカモシカ	特別天然 記念物	動物	地域を定めず	昭和30年2月15日

7-1-2 県指定

名 称	種 別	内 容	所 在 地	指定年月日
中央アルプス駒ヶ岳	天然記念物	氷河地形	宮田村4794のうち	昭和46年8月23日
旧新井家住宅	県 宝	建造物	宮田村1926-11	昭和62年8月17日
中越遺跡	史 跡		宮田村87-1、 7553-3、 7556-4、 7557-1、 7558	平成14年10月24日
中越遺跡出土品	県 宝	土器・石器	宮田村7021、 1926-18	平成14年10月24日

7-1-3 村指定

名 称	種 別	内 容	所 在 地	指定年月日
熊野寺の薬師如来像	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)	宮田村2605-1	昭和56年3月10日
熊野寺の 聖観音菩薩像	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)	宮田村2605-1	昭和56年3月10日
全昌寺の 薬師如来像	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)	宮田村1214	昭和56年3月10日
元宮神社本殿 (内蔵物)	有形文化財	建造物 (社殿建築)	宮田村1273-1	昭和56年3月10日
元宮神社の舞台と 社叢	有形文化財 天然記念物	建造物 (舞台建築) 植物	宮田村1273-1	昭和56年3月10日
鉾立の三十三観音	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)	鉾立	昭和56年3月10日

貞 治 石 仏 (如意輪観音)	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)	宮田村2992	昭和56年3月10日
貞 治 石 仏 (延命地蔵)	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)	宮田村2992	昭和56年3月10日
勒 銘 石	史 跡	人物関係遺跡	宮田村4749-1	昭和56年3月10日
稚 児 塚	史 跡	伝説地	宮田村2464-2	昭和56年3月10日
城 山	史 跡	城跡	宮田村1336-6	昭和56年3月10日
下 の 城	史 跡	城跡	宮田村7966-1	昭和56年3月10日
猪 垣	史 跡	土木関係遺跡	宮田村4824	昭和56年3月10日
猪 垣	史 跡	土木関係遺跡	宮田村2630-1、 2334	昭和56年3月10日
猪 垣	史 跡	土木関係遺跡	宮田村2562	昭和56年3月10日
石 碑 「従是北高遠領」	有形文化財	文字碑	宮田村5199-1、 3314	昭和56年3月10日
中越遺跡縄文前記 尖 底 土 器	有形文化財	美術工芸品 (考古資料)	宮 田 村1926-10 (宮田村文化会館)	昭和56年3月10日
信濃国伊奈郡 宮田村御検地水帳 (元禄水帳)	有形文化財	美術工芸品 (歴史資料)	宮田村98 (宮田村役場)	昭和56年3月10日
北 割 の 榎 の 木	天然記念物	植物	宮田村286	昭和56年3月10日
中 越 の 榎 の 木	天然記念物	植物	宮田村7808	昭和56年3月10日
新 田 の 栗 の 木	天然記念物	植物	宮田村2164	昭和56年3月10日
中 越 遺 跡	史 跡	集落跡	宮田村87-1、 7553-3、7557、 7558、7565	昭和56年3月10日
向 山 遺 跡	史 跡	集落跡	宮田村946	昭和56年3月10日
御 座 石	史 跡	伝説地	宮田村4172	昭和56年3月10日

御囃子および獅子舞	無形文化財	信仰行事	元宮神社祭典保存会、熊野神社伝承芸能保存会、姫宮神社大田切区お練り獅子舞保存会	平成3年6月1日
祇園囃子	無形文化財	信仰行事	祇園囃子保存会	平成3年6月1日
信濃国伊奈郡中越村御検地水帳 (元禄水帳)	有形文化財	美術工芸品 (歴史資料)	中越区、大久保区共有	平成3年6月1日
大田切人形頭	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)	宮田村5121、5053	平成3年6月1日
津島神社祇園祭りの神輿練り (あばれ神輿)	無形文化財	信仰行事	町1区～町3区	平成3年6月1日

7-2 障害物の集積場所

集積場	住所	処理場	所有者
伊那中央清掃センター	伊那市大字美篤 7867-1	敷地面積 11,384㎡ 日処理量 120 t	上伊那広域連合
クリーンセンターたつの	辰野町小野 59-6-113	敷地面積 14,843㎡ 日処理量 30 t	上伊那広域連合

7-3 気象庁震度階級関連解説表

<気象庁震度階級関連解説表>

7-3-1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

7-3-2 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

7-3-3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

7-3-4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

7-3-5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

7-4 災害非常対策規程（株）エコーシティー・駒ヶ岳

平成11年5月初版

平成26年10月改定

株式会社 エコーシティー・駒ヶ岳

（目的）

第1条 この規程は災害時における迅速かつ適確な対応及び災害予防対応について、当社事業の社会的使命を効果的に達成する事を目的とし定める。

（定義）

第2条 この規程の災害時とは、震度5以上の地震、大規模な風水害、火山活動、事変その他の災害の発生により、重大な被害が発生もしくは発生を予測される場合の事をいう。

（防災会議）

第3条 この目的を達成するため、常務を長とする防災会議を設ける。この会議は年1回以上開催し、活動効果を高める方策を講ずる。

（教育・訓練）

第4条 防災意識向上と災害対策及び対応のための社員教育及び訓練を年1回以上実施する。

（対策備品及び緊急応援連絡網）

第5条 災害対応のための備えを下記により行う。

- 2 備品は別表1により備える。
- 3 取引先、保守会社と緊急応援体制を別表2により整える。

（災害対策本部の設置）

第6条 2条の災害発生時及び発生が予測される場合、社長の命により本部を設置する。

- 2 本部長は常務が当たり、全体を総理する。
- 3 本部長は発令の伝達招集、避難、必要な保全、情報収集、施設復旧作業、緊急放送体制、その他必要な活動を指揮する。

（班の組織）

第7条 本部長の下には次の班を設ける。構成及び役割分担は別表3のとおりとし、編成は予め本部長が組織する。

〔班名と所掌〕

- 本部班 当社の被害状況の掌握、災害情報の収集、各班への指示・掌握、社外との連絡
- 施設班 被害掌握と応急対策策定と実施、行政災害対策本部へ放送用電話機設置、保守工事業者に応援依頼、器材、車輛の確保、RTの点検
- 放送班 放送機器の点検・復旧、緊急放送体制への切替、災害の取材・放送伝送路の被災状況により施設班の応援
- 通信班 通信機器の点検・インターネット上位回線の点検・ケーブルプラス電話上位回線・伝送路の被災状況により施設班の応援、ネット加入者に対し災害対策本部情報伝達

(行政災害対策本部との連携)

第8条 本部長は行政災害対策本部と連携を持ち、すみやかに下記の対応を行う。

- 2 行政災害対策本部へ災害放送用電話機を設置する。(中川)
- 3 行政災害対策本部へテレビ中継設備を設置する。但し職員体制上、人的に制約があり設置の場所(行政)・設置の可否は本部長の指示による。
(各行政内の中継設備を使用)
- 4 行政災害対策本部より住民への情報伝達を最優先とするための自主放送体制に切り替える。

(災害放送の基準)

第9条 放送の基準は下記による。

- 1 音声告知放送
 - ① 災害情報及び災害対策情報は災害対策本部より音声告知放送により直接放送を基本とする。
 - ② 音声告知放送は、緊急放送を優先する
- 2 C A T V
 - ① 自主チャンネル(地上デジタル121)は緊急災害情報放送に切替える。
 - ② 災害状況等は取材により事実を放送する。
- 3 インターネット
 - ① C E Kホームページ上での情報提供
 - ② ネット加入者へのメールによる情報提供

※発災時は混乱により間違った情報が飛び交うことが予想される。

当社からの放送は災害対策本部情報及び当社で取材した事実のみ放送する。

別表 1 災害対応備品

総務課		・救急用品 ・懐中電器 ・電池 ・トランジスタラジオ（5台） ・ヘルメット
技術課施設係	資材	・同軸ケーブル ・コネクタ類各種一式 ・光ケーブル ※種類・数量については別途定める
	備品・車輛関係	ガソリン ・ディーゼル軽油（ ℓ ）
技術課通信係		・LANケーブル ・光インドアケーブル
放送課		・ヘルメット

別表 2 緊急保守応援依頼体制

技術課施設係	線路設備	(株)アストロ電機、シンクレイヤ(株)
	線材	ヴァルカン
	電源	中部電力(株)
技術課通信係	インターネット設備	(株)長野県協同電算 富士通ネットワークソリューションズ(株)
	ケーブルプラス電話	KDDI(株)
	行政CMS	(有)キャリコ、(株)アイテク
	デジタル放送	ジャパンケーブルキャスト(株)
放送課	放送設備	パナソニックシステムネットワークス(株) シンクレイヤ(株) (株)NTTドコモ
総務課	システム関係	(有)ビットユニオン (株)東京CMC

職員 班編成表

		役割分担
本部長	常務	全体の指揮
本部班	総務課職員	・職員の安否確認と召集 ・外部応援依頼 ・飲料水、食料手配と確保 ・情報収集 ・班相互の連携、応援調整 ・対外調整
技術班	技術課 施設係職員	・伝送路点検、設備復旧工事 ・サブセンター、RTの点検 ・燃料の購入確保 ・機器機材点検 ・対策本部電話機設置
	技術課 通信係職員	・通信機器点検 ・緊急地震速報機器点検 ・上位回線点検 ・伝送路監視確認
放送班	放送課職員	・放送機器（TV・音告）点検 ・被災状況取材 ・対策本部中継機器設置 ・災害放送（TV・音告）

注 被災後、危険を伴うと思われる巡視・作業・取材等は複数で行う

8 図表

※添付省略

- 8 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所 ※
宮田村『土砂災害・洪水ハザードマップ』参照
- 8 - 2 天竜川浸水想定区域図 ※
宮田村『土砂災害・洪水ハザードマップ』参照
- 8 - 3 土砂災害警戒区域図・特別警戒区域図 ※
宮田村『土砂災害・洪水ハザードマップ』参照
- 8 - 4 重要水防箇所図
- 8 - 5 砂防指定地・急傾斜地崩壊危険地区
- 8 - 6 土石流危険溪流
- 8 - 7 山腹崩壊危険箇所
- 8 - 8 地すべり・急傾斜地崩壊危険箇所
- 8 - 9 土砂崩壊危険箇所
- 8 - 10 緊急輸送路網図